

「唐古・鍵遺跡の保存と活用を支援する会」規約

(名 称)

第1条 この会は、「唐古・鍵遺跡の保存と活用を支援する会」、略称「唐古・鍵支援隊」と称する。

(目的)

第2条 この会は、唐古・鍵遺跡の歴史、文化等に理解と愛着を深めるとともに、その保存と活用を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 見学者に対する「唐古・鍵考古学ミュージアム」及び唐古・鍵遺跡鍵の案内ボランティア
- (2) 会員の資質を向上するための研修会及び学習会の開催
- (3) 「唐古・鍵考古学ミュージアム」、唐古・鍵遺跡遺跡史跡公園の運営及び管理の支援
- (4) 唐古・鍵遺跡、唐古・鍵考古学ミュージアム、および唐古・鍵遺跡の保存と活用を支援する会の広報活動
- (5) 教育活動の支援
- (6) 外部団体との交流
- (7) 前条の目的を達成するための必要な事業

(会員)

第4条 この会は、第2条の目的に賛同する者で構成する。

- (1) 会員 個人（法人を含む。）で、会費を納入した人
- (2) 学生会員 事業に参画する高校生以下の個人 ただし、会費は徴収しない。

(役員と任務)

第5条 この会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 この会を代表し、総会及び運営委員会を招集する。
- (2) 副会長 1名 会長を補佐し、会長に事故のある場合、会長を代行する。
- (3) 運営委員 若干名 本会の活動を企画、立案する。
- (4) 会計監査 2名

役員任期は、1年間とする。なお、再任を妨げない。

(総会)

第6条 総会は、役員を選出及び予算、決算並びに規約、この会の運営に関する重要事項を審議決定する。

- (1) 総会は年1回開催する。
- (2) 総会は、会員の2分の1以上(委任状出席を含む。)の出席をもって成立する。
- (3) 議長は出席会員の中から選出する。
- (4) 総会の決議は出席議員の過半数の賛成をもって成立する。ただし、可否同数のときは、議長が決定する。
- (5) 臨時総会は、運営委員が必要と認めたとき、または会員の半数以上の要望があるときに開催することができる。

(運営委員会)

第7条 この会の運営等に関する事業を行なうために運営委員会を置く。

- (1) 運営委員会は、会長、副会長、運営委員、事務局員、アドバイザー(行政職員)で構成する。
- (2) 運営委員会は、原則として、月1回とし、アドバイザー(行政職員)は必要に応じ出席する。
- (3) 事業を円滑に行なうため、適宜部会を設けることができる。

(事務局)

第8条 この会の会計、文書管理、会員の定型業務を行なうために、

- (1) 事務局は、磯城郡田原本町阪手233-1唐古・鍵考古学ミュージアム内に置く。
- (2) 事務局員は若干名とし、運営委員会の承認を得るものとする。
また、第5条の役員との兼任を妨げない。
- (3) 事務局は、アドバイザー(行政職員)との調整を行なう。

(経費、年会費)

第9条 この会の経費は会員の会費その他の収入をもって充てる。

- (1) 正会員の年会費は、2000円とし、本会の会計年度ごとに支払うものとする。
- (2) 年度下期に参画の会員の年会費は、1000円とする。

(年度)

第10条 この会の事業、会計、人事年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則 この規約は平成16年4月10日から施行する。

本規約の変更、改定は、総会で決定する